

145

平成十八年三月十四日提出
質問第一四五号

普天間飛行場の移設先に関する再質問主意書

提出者
江田憲司

普天間飛行場の移設先に関する再質問主意書

普天間飛行場の移設先について、地元沖縄との調整が難航しているが、政府は現行案で「地元の理解を求め」との言を繰り返すばかりである。また、先に提出した私の質問主意書に対する回答（内閣衆質一六四第一二〇号。以下「答弁書」という。）も、過去の閣議決定等の経緯をなぞるだけで、とても国民及び沖縄県民、名護市民等への説明責任を果たしているとは言えない。そこで、標記の件について再質問する。

一 「答弁書」では、「多くの選択肢を検討し、住民の生活環境や安全、環境に対する影響等の複数の要素を考慮した結果、（略）代替施設を「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型」に設置するとの案（以下「L字型案」という。）につき合意した」とされているが、当初、政府自らが最善とした名護市辺野古の「沖合案（海上施設案）」をあえて変更し、今回「L字型案」とした理由を、ご指摘の「住民の生活環境や安全、環境に対する影響等の複数の要素」に照らして、具体的に説明されたい。

二 度重なる地元沖縄関係者の「L字型案の修正・見直し要請」にもかかわらず、今月末を目途にまとめられる最終報告でも、政府は「L字型案」を一切修正しないと理解してよいか。

三 政府は、この「L字型案」実現のために、沖縄県知事が持つ公有水面の使用権等を国に移す特別措置法の制定等を検討している事実はあるか。

右質問する。